

中区不発弾処理に伴う警戒区域の設定について

名古屋市中区丸の内二丁目13番12号において、令和7年3月1日（土）に発見された不発弾を処理するにあたり、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定により、次のとおり警戒区域を設定します。

1　日時

令和7年4月20日（日）午前9時00分から不発弾処理作業完了まで

2　警戒区域の範囲

別図のとおり

3　警戒区域内の避難対象学区

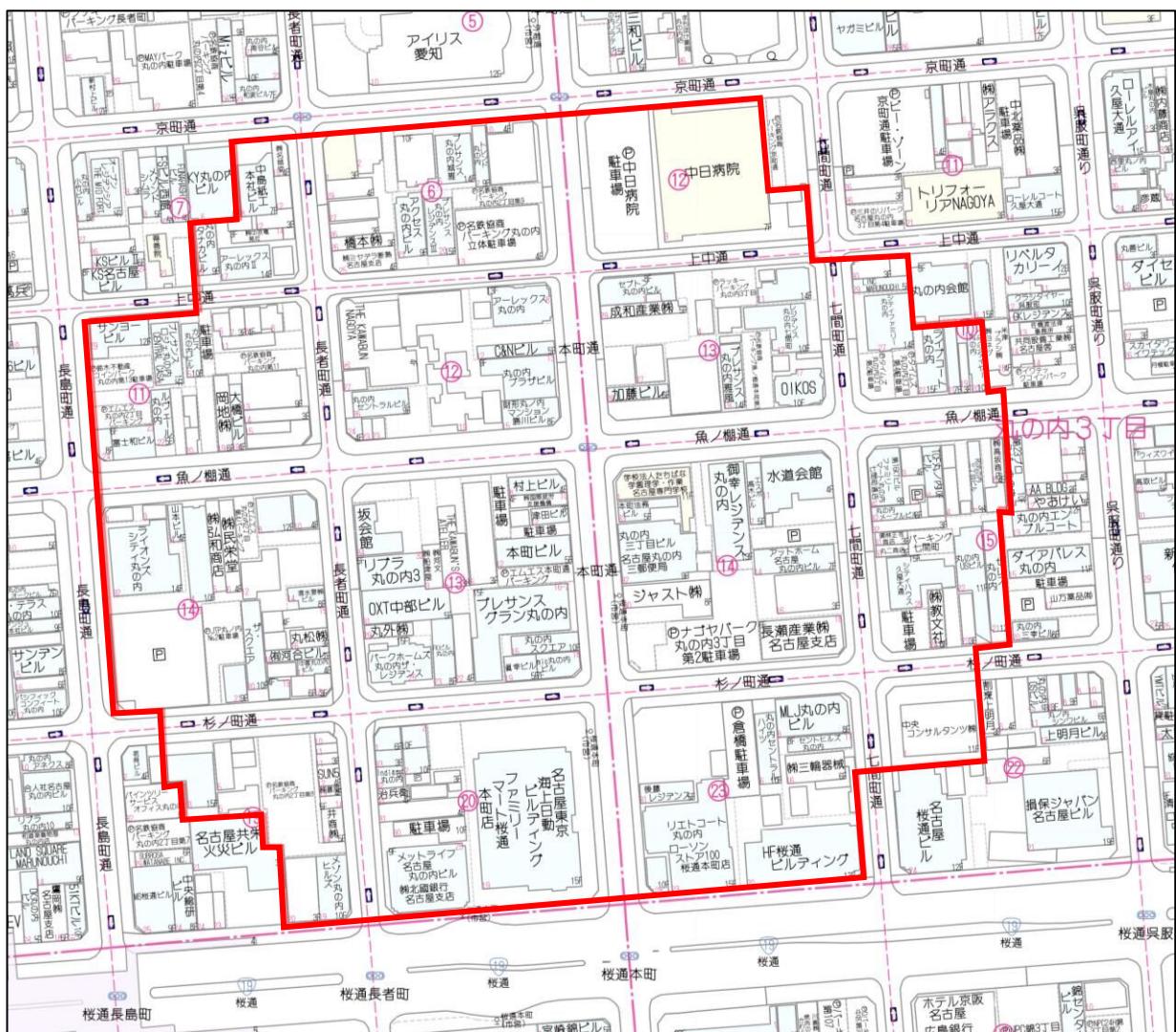
中区名城学区の一部

警戒区域図（広域）



「ZNET TOWN」(株式会社ゼンリン) の地図データをもとに名古屋市が作成

警戒区域図（拡大）



「ZNET TOWN」(株式会社ゼンリン) の地図データをもとに名古屋市が作成